

令和8年度介護サービス事業者等

集団指導のポイント

福島市福祉監査課

令和8年度運営指導の主な確認項目は9項目

- 人員基準、勤務体制の確保等
- 高齢者虐待防止のための体制整備の実施
- 個別サービス計画の作成
- 適切な利用者処遇の確保
- 非常災害対策
- 業務継続の取り組み
- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策
- 適正な介護給付費の算定
- 重要事項等のウェブサイトへの掲載

詳しくは、資料1をご覧ください。

令和8年度運営指導は183事業所で実施予定

詳しくは、資料2をご覧ください。

同様の事例はありませんか？

- 令和7年度運営指導で指摘した事項で、皆さまに確認していただきたい事例を掲載しました。
- また、過去に指導した運営指導内容も別に資料掲載しています。
- この事例集を基に自己点検すれば、運営指導で指摘を受けることは少なくなります。
- 資料を確認後、ご自分の事業所で同様の事例がないか、自己点検をお願いします。



詳しくは、資料2をご覧ください。

令和7年4月より義務化されています。

令和7年4月1日より、以下の項目が義務化されました。

- 重要事項等の情報のウェブサイト掲載(法人のホームページ等又は情報公表システム上)
- 訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援事業所の業務継続計画未策定事業所に対する減算

令和6年4月より義務化されています。

令和6年4月1日の改正により、以下の項目が義務化されています。

- 虐待防止のための体制整備
- 訪問リハビリテーション事業所の医師が診療しない場合の減算
- 認知症介護に係る基礎的な研修の受講
- 業務継続計画の策定と研修・訓練の実施
- 感染症の予防及びまん延の防止
- 栄養管理、口腔衛生の管理

令和7年3月末で 紙媒体での申請受付を終了しました

- 令和5年4月より、厚生労働省が整備した「業務管理体制の整備に関する届出システム」により、業務管理体制の整備に関する届出のウェブ入力・電子申請を開始しました。
- 福島市では、令和5年10月より、厚生労働省が整備した「介護サービス情報指定申請システム」により、指定申請等のウェブ入力・電子申請を開始しました。
- 令和8年4月より、原則義務化となり、全ての申請・届出を電子申請で行っております。

ご質問は「問合せフォーム」をご利用ください

- 電話で人員基準や加算算定の問い合わせをする前に、基準、国Q&A集や市へ照会のあった回答集をもう一度確認してください。同様の事例があるかもしれません。
- 市へ問い合わせする際は、電話ではなく、市ホームページから「福祉監査課問合せフォーム」をご利用ください。内容によっては、回答に日を要する場合があります。
- お急ぎの際は、福祉監査課へ直接お問い合わせください。

福祉監査課(直通)024-597-6468